

生ごみ処理機器補助金一覧

品 目	補助金額
電動式生ごみ処理機	購入費の1/2 (上限30,000円)
コンポスター EM容器	購入費の1/2 (上限4,000円)
ダンボールコンポスト (補助金申請不要)	一式500円 基材のみ325円

生ごみ処理機器を利用してみませんか

市では、生ごみの減量化を推進し、生活環境の保全を図ることを目的に、生ごみ処理機器の購入費を補助しています。

生ごみ処理機器の効果

- ①生ごみが家にたまらず衛生的
- ②生ごみが減ってごみ出しの重量が軽くなる
- ③処理したごみは肥料として利用できる（電動式の場合、肥料として利用できないものもあります）

生ごみ処理機器の補助金の申請は環境衛生課、西合志庁舎総合窓口、泉ヶ丘支所、須屋支所で受付しています。

※ダンボールコンポストは株式会社クリンまたはNPO生ごみ研究会で購入できます。補助は1世帯4基までです。

生ごみ処理機器補助制度を利用して購入した人に、利用状況についてのアンケート調査を行いました。結果は市ホームページか環境衛生課でご覧ください。

廃棄物(家庭ごみなど)の野外焼却はやめましょう

法律（廃棄物の処理および清掃に関する法律）により農業などを営むためのやむを得ない草木などの燃焼や、たき火などの例外を除き、紙やプラスチック系などのごみの野外焼却は禁止されています。

ごみはきちんと分別して市のごみ収集に出しましょう。

※草木の燃焼などでも、煙や臭いが近所の迷惑となることがあります。生活環境に与える影響が軽微でない場合には焼却しないでください。

燃やすごみの量をお知らせします

8月から9月の燃やすごみの量は減少していましたが、10月は大きく増加しました。

燃やすごみを出す前に、資源物の分別と生ごみの水切りをお願いします。

	単位：kg		
	10月分	前月比	前年比
ごみ排出量	848,310	94,080	66,200
1世帯当たりのごみ排出量	39.67	4.33	2.35
1人当たりのごみ排出量	14.80	1.62	0.96

※ごみ排出量については、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含んでいません。

ごみ減量のポイント！

年賀状の作成で家庭用プリンターを使用し、不要なインクカートリッジが多くなる時期です。

市では、使用済みインクカートリッジをリサイクルするために、市内4カ所に回収箱を設置しています。活用してください。

○回収箱設置箇所

- ・合志庁舎 1階ロビー
- ・西合志庁舎 1階ロビー
- ・泉ヶ丘支所 1階ロビー
- ・須屋支所



○対象メーカー

- ・ブラザー
- ・キヤノン
- ・デル
- ・エプソン
- ・ヒューレット・パットカード
- ・レックスマーク

※業務用インクカートリッジ、トナーは対象外となりますので、回収箱の中には入れないでください。

認知症予防啓発講演会

いつまでも若々しく、イキイキ脳になるためには

長年、予防医学に携わってきたテレビなどでもおなじみの小山和作さんの話はユーモアにあふれ、いつまでも若々しくイキイキと暮らしていくためのコツがいっぱいあります。皆さんの参加をお待ちしています。

と き 2月15日(金)
開場 午前9時30分
開演 午前10時

と ころ ヴィーブル 文化会館

講 師 日赤熊本健康管理センター名誉所長 医師 小山 和作 さん

参加費 無 料

申込締切 1月31日(木)
電話でお申し込みください。

申し込み先 市社会福祉協議会 ☎242-7000

●プロフィール

昭和7年、長崎県生まれ。熊本大学医学部卒業。昭和40年に同大学大学院医学研究科卒業し、同大学第二内科講師を経て、昭和48年、財団法人熊本県健康管理協会専務理事に就任。昭和53年、日本赤十字社熊本健康管理センター所長に就任。平成15年、同職を退職し名誉所長就任。



●主な役職

NPOトータル・ヘルス・ケア・コム理事長、医療法人アクティブエイジング研究所理事長、全国シルバー人材センター協会評議員、「新老人の会」熊本支部世話人代表ほか

●主な著書

「予防がいちばん」「元氣長寿の秘訣」「いのちの予防医学」ほか

問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班（西合志庁舎） ☎ 242-1124

人権よもやま話

冬号



人権擁護委員 東窪 正一郎

人権擁護委員を平成13年2月1日に拝命してから、3月末でちょうど4期目、委員の定年75歳に達します。大変区切りのいい満期を迎えることができます。人権擁護委員は、地域での人権擁護意識の普及・高揚が目的の一つでもあり、地域での人権関連のイベントに極力参加することとしていますが、思い起こせば委員を拝命して最初の仕事が合志小学校での「人権の花運動」でした。

合志小学校がまだ改築前の頃だったと記憶していますが、それ以来、校区外にもかかわらず毎年学校行事のご案内をいただいています。

「人権の花運動」は、春に法務局から人権擁護委員を経て、種子を学校へ提供し、子どもたちが学校の花壇などで花を咲かせて、その種子を収穫し、秋には無公害の紙風船に託して大空へ放ちます。遠くは宮崎県、

四国まで飛んでいきます。紙風船を拾った人からは、風船に託した子どもたちのメッセージに返事をいただいています。

このほか、市主催行事の男女共同参画社会推進懇話会などのイベントへの参加や、恒例の年末行事である「人権フェスティバル」にも積極的に参加してきましたが、これは一人の力ではなく、市所属の9人の委員が協力してなす得たことであります。

最後に私事ではございますが、6月の初め突然「病」を宣告されました。現在、毎月病状をチェックし、症状に合わせた治療方針を決めており、患者のQOL（生活の質）を低下させないことを基本として、ドクターとの話し合いで決めていきます。患者としての人権を大事にしてくれているドクターに感謝しています。

退任間際で病に冒され、思いがけず関係の皆さんには大変ご迷惑をおかけしておりますが、ご容赦ください。これまで12年間、公私ともにお世話になりました。これからの皆様のご健康とご活躍をお祈り申し上げます。